

公募型プロポーザルの公告

児童相談記録システム構築及び保守業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年5月16日

酒田市長 矢口 明子



1 業務の概要

- (1) 業務名 児童相談記録システム構築及び保守業務委託
- (2) 業務内容 児童相談記録システム構築及び保守業務
詳細については、児童相談記録システム構築及び保守業務委託実施要領及び児童相談記録システム構築及び保守業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 導入期間：契約締結の日から令和8年2月28日 まで
運用期間：令和8年3月1日から令和12年3月31日 まで

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は個人事業主若しくは業務を共同連帯して受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体等のグループ（以下「共同企業体」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、共同企業体については、以下の要件を構成員の全てが満たしていること。

- ① 令和7・8年度酒田市競争入札（見積）参加者登録簿（物品・役務・賃貸借）の業種コード123「情報処理」細目コード1「情報処理」に登録され、山形県内に本社・営業所等を有すること。
- ② 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- ③ 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成29年告示第580号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ （その他業務に必要な要件）

3 参加手続等

実施要領 6 に定めるところにより必要書類を提出すること。

4 企画提案書等の提出

企画提案書等は、実施要領 7 に定めるところにより必要書類を提出すること。

5 審査方法

提出された企画提案書は、実施要領 9 に定めるところにより審査し、受託候補者及び次点者を特定する。

6 その他

その他詳細は、実施要領に定めるところによる。実施要領及び各種提出様式は、市ホームページ (<http://www.city.sakata.lg.jp/>) に掲載する。